

TAX  
NEWS  
LETTER2025  
8

## TOPICS

1. 暦年贈与信託による生前贈与
2. 退職代行会社から退職通知が届いたら
3. 定時決定による標準報酬月額の変更（9月分から）
4. 税務カレンダー（2025年9月の税務）

## 暦年贈与信託による生前贈与

生前贈与は相続財産を減らせることに加え、子や孫の若い世代に相続前から財産を有効に活かしてもらおうことができるという一面もあります。

## ◆生前贈与加算期間は7年以内に延長

暦年贈与は毎年110万円まで基礎控除を受けられます。令和6年1月1日以後の贈与について相続税の課税価格に加算される生前贈与は、相続開始前7年以内（改正前は3年以内）の贈与となりました。ただし、令和8年12月31日までの贈与の加算対象期間は3年間に据え置かれ、以後、毎年1年ずつ延長されて、令和13年1月1日の贈与から7年間となります。また、延長された4年間に贈与により取得した財産の価額については、総額100万円まで加算対象外となります。

## ◆暦年贈与信託を生前贈与に活用

生前贈与として信託銀行が扱う暦年贈与信託を利用することもできます。贈与者は金銭信託で委託者兼受益者となり、信託銀行は受託者となって、毎年、贈与を受ける親族、贈与時期、贈与金額を決めると、信託銀行が贈与の手続きを贈与者・受贈者に取り次いでくれます。贈与者はあらかじめ贈与したい複数の親族を候補者として選定しておき、普段は信託財産として運用益を受益者として享受し、贈与のときは、毎年、候補者の中

から贈与したい相手を選び、贈与する金額を決めます。信託銀行は書面で贈与者と受贈者の意思の合致を確認した後、信託財産から贈与する金額を送金します。

贈与税は基礎控除額110万円を控除した額に課されます。信託銀行の取扱商品によっては、贈与者が受益者のまま贈与するものや、贈与時に受益者を受贈者に変更して贈与とするものもあるようです。

## ◆課税リスクには注意！

暦年贈与で毎年定額の贈与を継続した場合、贈与額の合計額について課税リスクが生じます。国税庁は、例示として毎年100万円ずつ10年間の贈与があらかじめ当事者間で約束され、贈与が定期金給付契約の締結によるものとされた場合、契約した年に贈与額全体について贈与税を課すとしています。暦年贈与信託では、毎年、受贈者を候補者から選定し、贈与の有無や贈与額を決めることができますが、贈与の際は課税リスクについても注意が必要です。

また、贈与には子や孫に資産を早期に移転することで、その生活スタイルを贈与に依存させてしまう可能性もあることに留意しておきましょう。



## 退職代行会社から退職通知が届いたら

### ◆自分から言い出せないで退職代行を依頼

今年の1月6日、ある退職代行会社への依頼件数が256件と過去最高になったそうです。長い年末年始休業を挟んで、退職の意思を固めた人が集中したのです。求人情報会社の調査によると、直近1年間に転職した人の16.6%が退職代行を利用しているとのこと。

退職代行を利用した理由は、「引き留められたから」が4割で、「退職を言い出せる環境でなかった」「退職を伝えた後にトラブルになりそうだから」が上位を占めています。

職種では「営業」「クリエイター・エンジニア」で利用率が高く、全体では約4社に1社で「退職代行を利用して退職した人がいた」と回答しており、利用者は年々増加傾向にあります。

### ◆退職代行のタイプ別対応方法

退職代行とは、従業員本人に代わり退職の意思を会社に伝えたり、退職手続きを代行したりするサービスです。退職届を出すのが一般的で、期間の定めのない雇用契約の場合、意思表示が到達してから2週間経過すれば雇用契約は終了します。

(民法627条1項)

退職代行の運営タイプはいくつかあり、タイプ別の対応方法は次の通りです。

### ①民間業者型

法的な交渉の権限はなく、従業員本人のメッセージャー役をします。

使者としての伝言なので弁護士法で禁止されている法律事務には該当しません。文書による連絡だけではなく、電話連絡の場合もあります。民間業者型の場合、代行業者とは交渉を行わず、本人に確認し文書を出すようにしてもらい、退職届も提出してもらいましょう。

### ②弁護士型

代理権があるため委任状と要求事項を記した書面が届きます。有給の残日数消化、未払い残業代、退職金支給などが併記されることも多く、弁護士の文書到達で意思表示は完了し、本人の意思が届いたものとされます。会社は、代行弁護士が実在しているか確認することも必要でしょう。

### ③労働組合型

一般的に団体交渉の形式で退職条件を交渉します。本人が組合に依頼することが多いものの、組合に依頼したのかを確認し、退職届は提出してもらいましょう。

条件が決まれば、会社・組合・従業員の三者で合意書を作成します。

## 定時決定による標準報酬月額の変更（9月分から）

社会保険の定時決定（算定基礎）によって見直された標準報酬月額は、9月から翌年8月までの各月に適用されます。

「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」を確認のうえ、給与計算の際は社会保険料の控除を誤りのないように行いましょう。

## 2025年9月の税務

9月10日

・8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

9月30日

・7月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞  
・1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞  
・法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞  
・1月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）  
・消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞  
・消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（5月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞



Website



Instagram

いつもお世話になっております。

次回のご面談は、 月 日 ( ) 時 分の予定です。  
ご準備のほどよろしくお願いいたします。